

第6回 四條畷市子ども・子育て会議

日 時	平成27年2月24日（金）午後1時30分～
場 所	市役所水道局

<開会>

事務局：子ども政策課（挨拶、説明）

事務局：地域教育課（ふれあい教室担当）（挨拶）

事務局：子ども政策課（本日の会議成立の報告）

委員長：（挨拶）

（1）子ども子育て事業計画案について

事務局：（資料説明）

事務局：今、放課後のふれあい教室について少し内容を説明いたしました。ご質問がありましたら今いただいて、お答えしたいと思います。

委員：放課後のふれあい教室に入るお子さんは、1年生から6年生までいらっしゃると思います。その中で、お仕事をされているご両親も、ひとり親家庭もあると思います。今、よく言われている発達障がいについて、ボーダーのお子さんが今はたくさんいる状況です。そのようなお子さんもこの中に含まれると思います。ふれあい教室の先生は、四條畷市で募集されるときに通常の募集をされるのでしょうか。私は障がい児を預かる事業所の者なのですが、先生の中にも、そのような経験や勉強、いろいろな対応ができる方を入れていただきたいと思います。子どもを預かっていると、母親からよく相談されます。お母さん方は「先生によって違う」とよくおっしゃいます。ですから、これからの教育は質を高めていかないといけないと思います。経験を持った、いろいろなノウハウを持った方を入れていただきたいです。母親たちは、相談に行きたいのですが、どこに相談したらよいかわかりません。ふれあい

教室はお子さんと先生、保護者が一番ふれあえる場所だと思います。相談できる雰囲気、状況を保っていただきたいです。

今は、くすの木園でもお預かりしていますが、皆、ボーダーラインの子どもたちです。若い母親たちは、保健センターで少し見てもらって、何かあるとすぐ行動に移して、障がい福祉課へ行かれてすぐ対応されます。

私たちが子どもの頃は、ボーダーラインのお子さんもみんな一緒に子どもの中にいたと思います。でも、今の母親は「うちの子は何に引っかかっているのか、どうなっていくのか」を大変気にされます。そのようなところも、対応が不可欠になると思います。その子は小学生、中学生になりますが、先生が対応しきれません。私の孫の通っているところでも、子どもが授業中に右往左往して授業にならない。そのようなケースが増えてきています。親御さんもお子さんも苦しいと思います。何とか教育委員会でごんばっていただいて、手を差し伸べてあげてほしいと思います。今は身近な問題としてすごく出てきています。それに対応する、相談もしやすい、その子に応じた、対応できる先生をよろしくお願いします。

事務局（地域教育課）： ご意見ありがとうございます。

ふれあい教室では現在、指導員、指導員補佐、支援員がいます。指導員は全体を見て、指導員補佐はそれを補佐し、支援員が障がい児の加配として配置されています。全職員に対して、障がい児の見守りなどの研修ができるように進めています。また、条例も変わりまして、この5年間を通して、指導員に対して一定の研修を行っていきます。指導員は現在、免許を持っている人がやっているなので、専門的な知識を持った指導員にご相談いただけたらよいかと思います。

委員： 今、言われたことは非常に大事なことです。幼稚園でいう預かり保育にあたるものがふれあい教室だと思います。おっしゃるように子どもたちの多様化が進んでいます。いろいろな方面で専門的な知識やノウハウ、スキルを持ち合わせた方が、何かあったとき、どこにつないでいくかも含めて対応できる体制をつくっていただきたいと思います。

委員長： 私からも質問よろしいでしょうか。

25年度でふれあい教室のうち、8か所がいわゆる発達障がいのお子さんを預かるもので、それ以外の肢体不自由などの障がいの方もおられると思います。その数はどこかに出てきますか。

事務局： 手帳の有無で判断するのですが、こちらで把握しているのは、障がい児の合計は7校で26年度では30名です。ほとんどは発達障がいの手帳を申請されているお子さんです。

27年度は、現在申し込みが502名あり、今日現在で483名の入室が決定しています。その中で手帳を持っておられる児童数は26名です。その中で、今年度から継続して利用される方も大勢いらっしゃいます。そのほとんどが発達障がいのあるお子さんです。

委員長： ただ、手帳を持っていない方もいると思います。ですから、特に小さいお子さんの保護者は障がいを認めないこともあります。そのようなところでお子さんの状況がかなり難しい場合は、それなりの配慮があると思います。手帳所持者にこだわらず、お子さんの実態を把握して対応していくことが大事かと思います。

事務局： 現在、児童状況申立書でお子さんの様子を書いていただいています。その中で、手帳の有無も書いていただきますが、今述べた数は手帳を持っている数です。もちろん、ボーダーと言われるお子さんも大勢いらっしゃいます。その子どもたちにも、状況に応じてお子さんを見て、この子は加配をしたほうがよいと指導員が判断した場合、現場に応じて対応している状況です。

委員： 今、発達障がいのお話しをされていましたが、我が家にも、高校2年生の発達障がいの息子がいます。くすの木園からお世話になるか、小学校をどうしよう、高校にも行けるのか行けないのか、迷いながらきました。結局、手帳をいadakず、高校に通っています。発達障がいの子どもも、わからないことを教えてあげればできることはたくさんあります。いろいろな経験をさせながら育つような環境をつくっていければよいと思います。

もう1点、ふれあい教室について、見る限り1教室に40名のお子さんが押し込められていて、狭い環境で過ごしています。校庭を見ると、サッカーやソフトボールに貸出しされています。結局、その人たちが使っているから校庭で遊ぶことができません。以前にどなたかが、地域にこのような場所が少ないということをおっしゃっていました。サッカーやソフトボールも大事かもしれませんが、その小学校に通っていて、放課後残っているお子さんが校庭で遊べる時間を確保していただきたいです。あるいは、そこに地域のふれあい教室に通っていない子どもも安心して遊びに来られる場所として校庭を使うことはできないのかと思います。

事務局： 経験をさせてほしいというご意見について、ふれあい教室では、現在、障がいを持った子どもに対しても一人でできるように、指導員がいろいろと考えています。自立に向けて、その点をもう少し伸ばしていくように指導員に伝え、取り組みをしたいと思います。

2点目については、地域教育課が担当しております、ふれあい教室の面から回答いたします。サッカーや野球等でグラウンドが使われていますが、その点はふれあい教室とサッカー、野球のコーチと話し合いをして、時間をしっかりと決めて両者が使うということにしています。外遊びの時間が極端に短くなっているということは、ふれあい教室ではないですが、子どもの遊び場としての校庭開放の担当は違いますので回答を控えたいと思います。

委員： 発達障がいの問題が提起されていますが、私の方からお願いしておきたいことがあります。

今の状況を考えると、そのような子どもたちの数が増えることはあっても、減ることはないだろうと思います。また、これまではどちらかというと広汎性発達障がいでも括られていました。医療機関や保健センターが細部にわたって症状を書いているケースもありますが、一般的には広汎性発達障がいにも括られています。私も、子どもたちと接していますが、それぞれ症状が違い、また、子どもたちにはIQが高い子どももいるのですが、突然走りだして部屋から出て行ってしまふ、少し目を話した隙に門を開けて外に飛び出してしまふ、それまで静かにしていた子どもが突然大声を上げて喚き散らす、集団の中で一緒に落ち着いて何かするということが苦手であることもあります。

現場でも、保育士、職員にも、これまではそのような子どもたちに加配をつけてもらい、「あの子は加配の先生に任せておいたらよい」という感覚できていました。しかし、厚生労働省も発達障がい児の支援法を改正するなどして、保育園にとっても、仕事の範囲が広がっていくように思います。職員が研修をしっかりと受けて、そのような子どもたちに関わるための知識、技術、テクニックをある程度プロの保育士として身につけていく必要があると思います。そして、加配の先生が1人責任を被せられて、辛い思いをするのではなく、園全体でサポートしていく考え方に立っていないと、なかなかその子どもたちの保育を実践していける状況にはなれないのかと思います。市でも26年度にいろいろな研修を計画してくれたと思います。大阪府の保育部会でも、27年度は発達障がいを持った子どもとの関わり方、その保

護者との関わり方をテーマにした講演会・研修会の回数がとても増えています。市でも、できればそのような機会を設けて、職員の意識向上と知識向上、技術向上につなげていただきたいと思います。要望としてお願いしておきます。

事務局： ありがとうございます。

他にご意見はよろしいでしょうか。ご意見ありがとうございました。

四條畷市のふれあい教室は始まった時から小学校6年生まで預かるという、どこの教室にもない形でした。やっと今になって、国も小学校6年生までという方針を出してきましたが、今までは低学年3年生まででした。四條畷市は最初から小学校6年生までで取り組んできましたので、小さい市ではありますが、このように皆が努力をしてきているということです。また、障がい児の保育についても、同じように昭和47年度から、どこの市町でもしていない事業を、四條畷市で独自で進めてきた自負があります。市の特色として進めてきているところですので、今後も皆で取り組んでいきたいと思えます。担当課もこのような形で進めておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、続けていきたいと思えます。

事務局：(資料説明再開)

委員長： ありがとうございます。事務局からご説明がありましたが、この件についてご意見、ご質問はあるでしょうか。

委員：基本目標1について、「子ども・親を取り巻く学校・幼稚園・保育所その他の施設等に従事する教職員、そして地域の人たちを含めたすべての大人が、子どもが健やかに育っていけるよう、子どもの最善の利益が尊重されることを基本に」とされています。私には小学生の息子が2人いますが、例えば、学校で何か問題があっても当事者だけで話し合いをされて、学校に通っているすべての親に報告がないということをととても疑問に感じます。地域、保護者を含め、四條畷市に住んでいる大人すべてが、子どもたちがどのようなことをして、どのような問題があったかを、連携して把握していくことが子どもを見守ることだと思います。しかし、知った学校が当事者だけにしか知らせず、その場の解決しかしません。何かあったら学校に聞いてくださいと言われるが、何かあった段階で噂がとても早く広がります。悪い噂のほうが大変早く伝わります。当事者でない学年でも気になるし、不安になります。なぜその情報をすべての保護者に提示していただけないのでしょうか。それぞれの学校に特色があるかとは思いますが、教育委員会ではそのようなときはどのように

指示されているのでしょうか。手紙で知らせていただけるというのは、私たち皆が知れる情報だと思いますが、それすらない場合があります。あんなことがあったということを後で聞いて不安になることが多々あります。そのようなことはどのようにすべての学校に、情報の共有をどのように進めて、組み込んでいくのでしょうか。

事務局： なかなかお答えしにくい部分もあるかとは思いますが、学校で起きた問題や事象については、いろいろなケースがあると思います。そのケースごとに学校によって、学校全体で捉えるべきものなのか、個人的な部分で対応するのが適切なのかを、学校が基本的に判断されるものと考えています。問題などがあつた学校に行かせて、起こつた内容を知らないという保護者の不安も確かにわかります。

この場でそういった意見があつたということを経済委員会、学校教育課に伝え、問題が起こつた場合の周知の方法や学校での判断等について、確認したいと思ひます。

委員： これは大変大事な問題です。いつも私たちが現場で子どもを見ているときに必ず当たる問題です。情報の共有と、個人情報の保護が対立します。その背反の中で、どのように保護者が安心し、安全に子どもたちが過ごせるようにするか模索しています。例えば、その内容によっては、共通理解を図るべきこともありますが、プライベートでかなり踏み込んだ内容であれば、逆に情報の保護をしていかないといけません。でないと、その人たちがターゲットになってしまいます。本当に難しい問題だと思いますが、ただ絶えず考えていく姿勢を行政が持つことは大変重要だと思います。

委員長： ありがとうございます。

他にご意見ご質問はありますか。では、意見がないようですので、次の議題に進みます。

(2) 利用者負担について

事務局： (資料説明)

委員長： ありがとうございます。利用者負担について事務局よりご説明いただきました。この件について、ご質問、ご意見はあるでしょうか。

委員： この保育料は27年度ということですか。これは28年度、29年度もこの額でいくのでしょうか。

事務局： この金額は、あおぞら幼稚園の保育料の保護者の負担額が、制度の改正によって変わらないよう設定しています。払い方については、前回の子ども・子育て会議でもご説明した通り、これまではまず一律の月額を支払い、就園奨励費で返してもらったのを、就園奨励費の定めがある所得の階層で予め金額を設定して、それを月額として納めてもらう支払い方法になります。それから、入園料についても、2年で3,000円であったのが、1年間1,500円ということで、それを月割にして加えているという試算で設定しています。

今後については、公立幼稚園がそのまま運営される間はこの金額でいきたいと思っています。ですが、計画にもあるように、公立幼稚園、保育所は、認定こども園への方向も検討されていきますので、その時期に改めて保育料について検討が必要になるかと思えます。

委員： ということは認定こども園に移行しなければ、当面はこの価格帯ということですか。

事務局： 今の段階ではそうです。制度が変わったからといって上げるとか、先に保育料を上げるという考えは持っていません。

事務局： 今の説明は、あおぞら幼稚園についての利用料の説明でしたので、引き続いて民間の幼稚園、保育所について説明します。

事務局：(資料説明)

委員長： ありがとうございます。今の説明に関していかがですか。

委員： 階層の区分ですが、徴収する側からすると、あまり細かいと煩雑です。このくらいの段階のほうが、徴収はしやすいです。ただ、保護者の方にとって、新制度に変わることによって経済的なメリットがあるか、いまひとつよくわかりません。国基準も、元のところは、幼稚園の保育料と保育所の保育料は違っていました。単純に保育所並にスライドさせても、元々の単価が違うので、比較できません。幼稚園の場合、長時間預ける場合は預かり保育ということになります。預かり保育の費用を乗せた場合、2号認定と1号認定プラス預かり保育という形になった場合、どうなるのでしょうか。預かり保育の日数によっても変わりますが、ややこしいです。

委員： 今までは、みなさん同じ枠になっていたと思います。27年度から収入に応じて額が変わるということですか。

事務局： これまでは、まず皆さん同じ金額を払われて、それを就園奨励費という形で戻ってきます。戻ってくる額は所得に応じて金額が違います。その分を先に差し引いて、月々の金額を決めるということになります。結果的に、総額負担は変わりません。ただ、ご意見のように、保育園と幼稚園に違いがあり、認定こども園だと同じところに1号、2号、3号のお子さんがいるという施設も今後増えてきます。その見込の中で、先を想定した中では、幼稚園、保育園と考え方を揃えていくことも必要かと考えています。公立と民間という点も、以前からご指摘があるように、どのように揃えるのか。差がそのままあるべきなのかも考えなくてははいけません。考えるべき点がいろいろあり、本当に保育料の金額の設定については、難しいと感じています。

委員： 金額は市町村によって違うと思います。近隣の都市とある程度広域調整しないといけません。他市から四條畷市の園に来ている子どももいますし、逆に四條畷市のお子さんが他市の幼稚園に行く場合もあります。そこで支払う額が違ったら、それは困ると思います。ある程度、近いように設定するべきだと思います。

事務局： 他市の状況も考慮しています。3歳児で例を一つあげますと、吹田市だと、市町村民税非課税世帯、四條畷市でいう第2階層の5,000円としています。第3階層が12,000円で同じです。第4階層は、16,400円で、第5階層は21,600円となっています。基本的には国の基準を上回ってはならないので、その範囲間で定めています。国の基準の75パーセントで計算すると、四條畷市は他市より低めになっています。

吹田市は、もう一つ階層を追加しています。36万円というところで、1つ階層を設けて36万6901円以上のところでは23,000円ということです。国で定めている25,700円には達していませんが、それに近いところを設けています。

委員： 大東市や寝屋川市と比べても少し安いのですか。門真市に比べても安いのであれば、住みやすい市であるということアピールできるのではないのでしょうか。

事務局： そのような絡みもあって決めにくい状況です。おっしゃる通り、金額によって「あの市は安くてよい」というアピールできる面もありますが他市は金額をまだ出してきません。財政との兼ね合いで各市探りあい状態です。施設にとっては、早く決めてほしい、保護者にどう説明しようかという状況です。今の想定の中では、同じようなところで定めたいと思いますが、なかなか情報を流してくれません。四條畷市があまりにもかけ離れてはいけないと思っていますので、調査して、

様子を伺いながら若干変わるかもしれませんが、基本的にはお示したようになっていきます。

委員： ただ、4月1日からの話なのに、探りあいになっているのでしょうか。

事務局： 他市でも、金額の決定はギリギリになると思います。本当に今日、明日、来週くらいのところになると思います。そこで定まっていくと思いますが、本日示した金額を基本にしたいと思います。階層についても、5段階が四條畷市では適当だと考えています。

委員： ちなみにこの1から5の中で、一番人数の多い階層はどこですか。

事務局： 第3階層が一番多かったと思います。

委員長： 他にご意見はありませんか。介護保険でもそれこそ探り合いをしています。地方分権で、市が独自で設定していくことが今後多くなっていくと思います。主体的に決めていくことが必要になるかと思っています。

委員： おそらく保育園と幼稚園では内容が違うと思いますが、我々にしても新制度はスタート間近に迫っています。今からどうこうしても、どうなるものでもありません。とりあえずスタートして、走りながら考えるしかないと思います。

ただ、先ほど、広域行政的な観点に立つというお話もありましたが、保育園サイドにしたら求人があります。四條畷市は依然として、全国でも下の方です。交野市は上がり、大東市はかなり上がっています。このこと自体、運営に大きな影響が出てきます。これは間違いなく、国による地域差別です。大東市と四條畷市の差は何でしょうか。大東市で働く職員の給与と、四條畷市で働く職員の給与では最初から差がついてしまいます。

国が補助金を出す対象としても、地方自治体をランク付けしています。別の地域でいうと、地域区分とも言います。四條畷市の皆さんに言ってもどうなるものではないのですが、市長をはじめ、議員たちもそれなりのアクションを起こしてほしいです。大東市とこれだけの差がついてしまったこと自体驚いています。それも含めて、安定した運営が成り立つような方策を国としても考えていただきたいです。それは市から常にアピールしていただきたいと思います。

委員長： ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

それでは次の議題に進みたいと思います。

(3) 四條畷市子ども基本条例（案）について

事務局：(資料説明)

委員長： 今の説明に関して何かご意見はございませんか。

委員： これは条例であって、国でいえば法律です。この中に喫煙の内容が入ってくるのには違和感があります。それであれば、甘いものの食べ過ぎ注意も入れなくてはいけないでしょうし、再度検討していただけないでしょうか。大事なことだとは思いますが、もっと別の周知方法を考えるべきではないでしょうか。

事務局： 委員のご指摘されたとおり、基本条例案を総務担当、文章の担当に相談したとき、法のスタイルとしてどうかという意見もありました。ただ、この場の意見は重要視していますので、特別な思いがあるのであれば、その部分については、条例に入れることもありうることを確認しています。

最終的にどのような形に整理するかは今後、文書担当と検討・協議しながら定めていきたいと思えます。

委員： 私も先の意見と同意見です。

事務局： 担当からは、細かな部分のバランスがどうかということです。法の中ではそうでしょうが、ここに出てきている意見は、条例として取り上げていただきたいと考えておりますが、大変な部分ではあると思えます。例えば、スマートフォンのご意見もいただきました。このことについても、本来、法の中に入れるべきではないと言われております。ただ、今の時代のものであり、今後これによって被害が出てくるであろうという部分は、子どもにとって、大変大きな部分だと思えます。なかなか取り下げることができなくて、そのまま来ています。ただ、最終的には条例と言う法の形もありますので、そのあたりも考えながら、今いただいた意見も考慮して、担当課と話し合っ整理していくつもりです。

委員長： 他にご意見はあるでしょうか。

私から一点申し上げます。第3章の第12条の「保護を要する子どもへの支援」について、第1項では虐待という最大の人権侵害があり、これがメインになっていくと思えます。その他の保護を要する子どもとして、「ひとり親、障がいのある子ども」とあります。しかし「保護を要する子ども」は、もっと幅が広いのではないかと思います。この表現だと、それは何かという疑問も出てきますので、表現を検討したほうがよいと思えます。メインは児童虐待だと思えますが、その他の保護を要するお子さんがいると思えます。「保護を要する子どもへの支援」というサブタイトルがよいのかどうか。また、その中身が虐待とひとり親、障がい括

ってよいか再考していただければと思います。

では、本日予定していた議事はすべて終了しました。1年間という長い期間にわたり貴重なご意見をいただき、また円滑な議事の運営にご協力いただき、子ども・子育て支援事業計画を策定することができました。ありがとうございました。

なお、「その他」で今後について事務局より説明があります。

2. その他

事務局：(補足説明、今後のスケジュールについて連絡)

事務局：(あいさつ)

<閉会>